

(案)

荒川区東尾久七丁目地域
ダイオキシン類土壤汚染対策計画

平成26年8月

東京都環境局

目 次

1	対策計画の内容	1
2	対策事業	1
2.1	対策事業の実施地域	1
2.2	対策事業の内容	4
2.3	対策事業費の額	15
2.4	対策事業の実施者	15
3	対策事業後の措置	16
3.1	措置の実施地域	16
3.2	措置の内容	16
3.3	対策事業後の措置の実施者	17
4	汚染除去の計画策定	17

1 対策計画の内容

(1) 対策事業

ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域（以下、「対策地域」という）において覆土等により曝露経路を遮断する対策事業を行う。

(2) 対策事業後の措置

対策事業において実施した、覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

2 対策事業

2. 1 対策事業の実施地域

(1) 対策事業の実施地域の概要

ア 区域（所在地）

対策事業の実施地域は、東京都荒川区北部に位置し、都市計画の用途区分は、第1種住居地域である。

①都立尾久の原公園

- ・東京都荒川区東尾久七丁目 1330 番 4 号の一部、同 1330 番 11 号の一部

②区立東尾久運動場及びその周辺

- ・荒川区東尾久七丁目 1330 番 5 の一部、同 2833 番 13 の一部及び同 2833 番 21 の一部

イ 地形

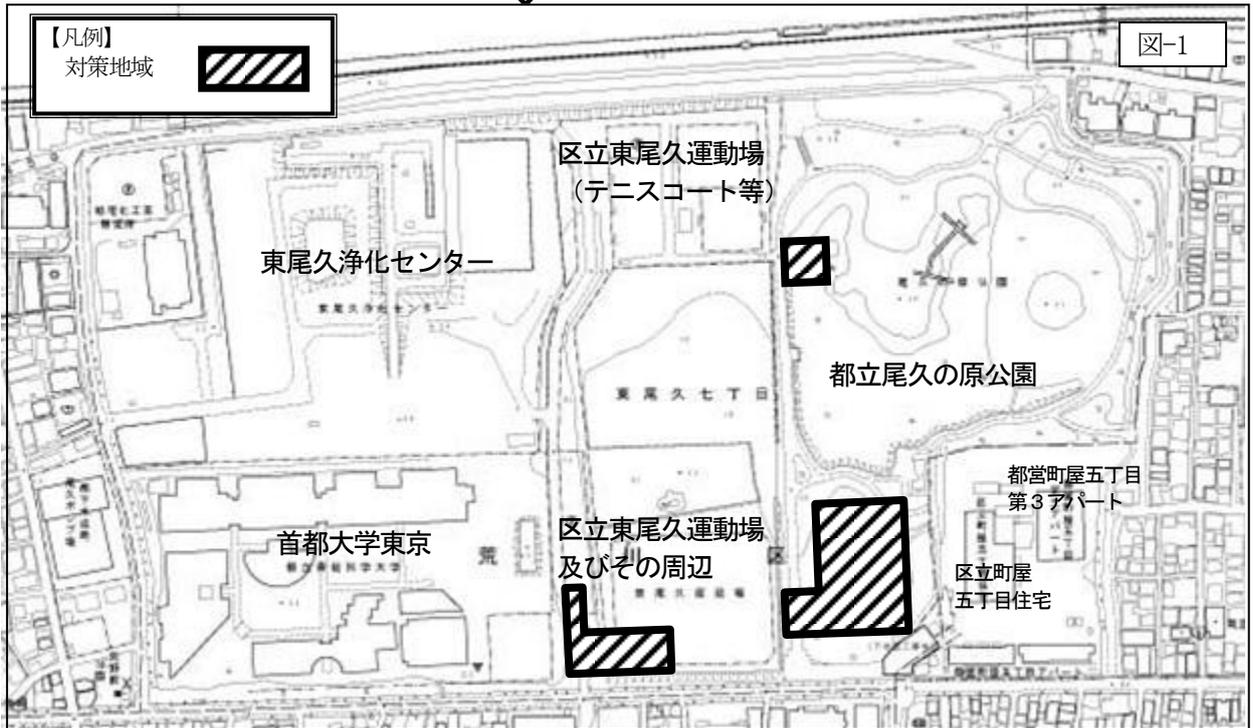
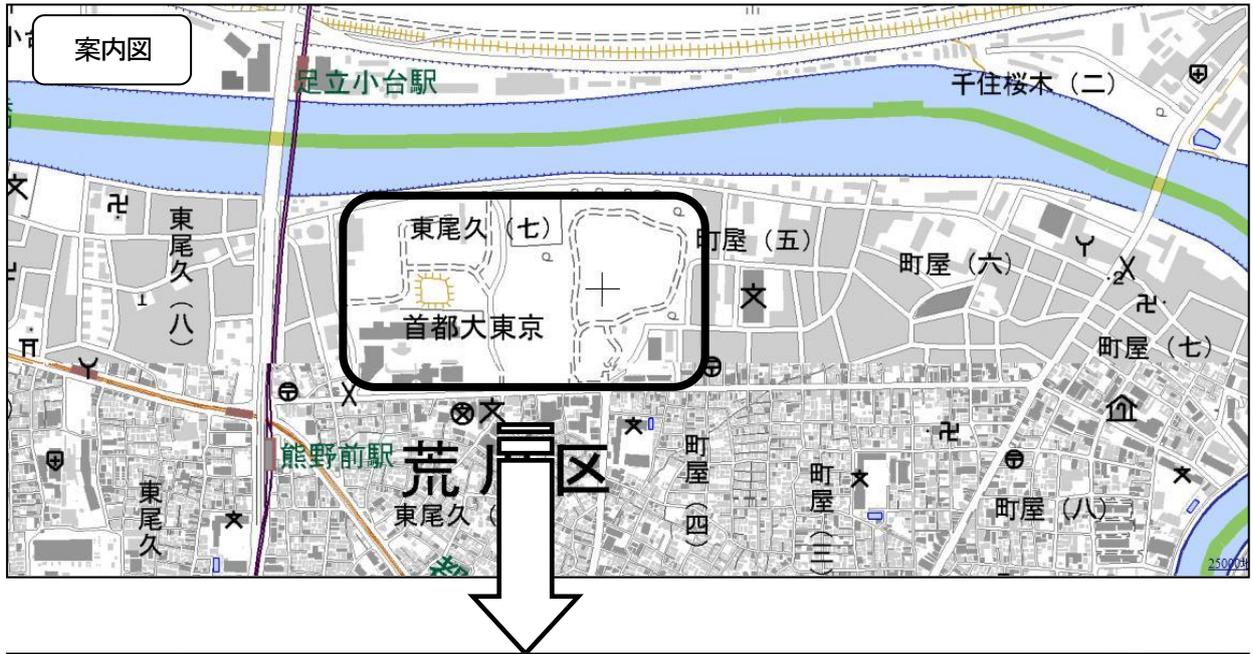
当該地域は、隅田川の南に位置し、過去の地形図から、大正初期までは畑や荒地、その後は化学工場敷地や一部火力発電所などに利用され、平成3年から平成7年に都立尾久の原公園や区立東尾久運動場として造成された地域である。現状地盤高は、概ね T.P.（東京湾の平均海面）+2.0 から +3.0 メートル程度である。

ウ 地質・土壌の状況

当該地域の地質は、荒川の自然堤防・氾濫原の上に、埋土がなされ、それより下層の土質は、砂層が主となっている。

エ 地下水

当該地域は、隅田川に接する低地部にあるため、地下水面は浅く、その周辺には飲用の井戸はない。



(2) 土地利用状況及び利用計画

施設名 住所	施設の 概算面積 (単位 m ²)	土地所有者 (管理者)	現状の土地利用	対策後の土地利用
都立尾久の原公園 荒川区東尾久七丁目・町屋五丁目	61,840	東京都 (同上)	公園	公園
区立東尾久運動場及びその周辺				
区立東尾久運動場 (多目的広場) 荒川区東尾久七丁目1番1号	17,790	東京都 (荒川区)	運動場	運動場
空地 荒川区東尾久七丁目1番1号	340	東京都 (同上)	空地	空地
月極駐車場 荒川区東尾久七丁目1番1号	500	東京都 (公益財団法人 東京都道路整備 保全公社)	駐車場	駐車場
合計	80,470			

※ 対策地域内には、他に通路・歩道（被覆済み）として使用している箇所がある。

(3) 土壌汚染の状況

対策地域内の土壌中のダイオキシン類濃度は、都立尾久の原公園で最大 440,000pg-TEQ/g（地表下2m）である。

(4) ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定した年月日

平成 26 年 2 月 21 日

2. 2 対策事業の内容

(1) 都立尾久の原公園

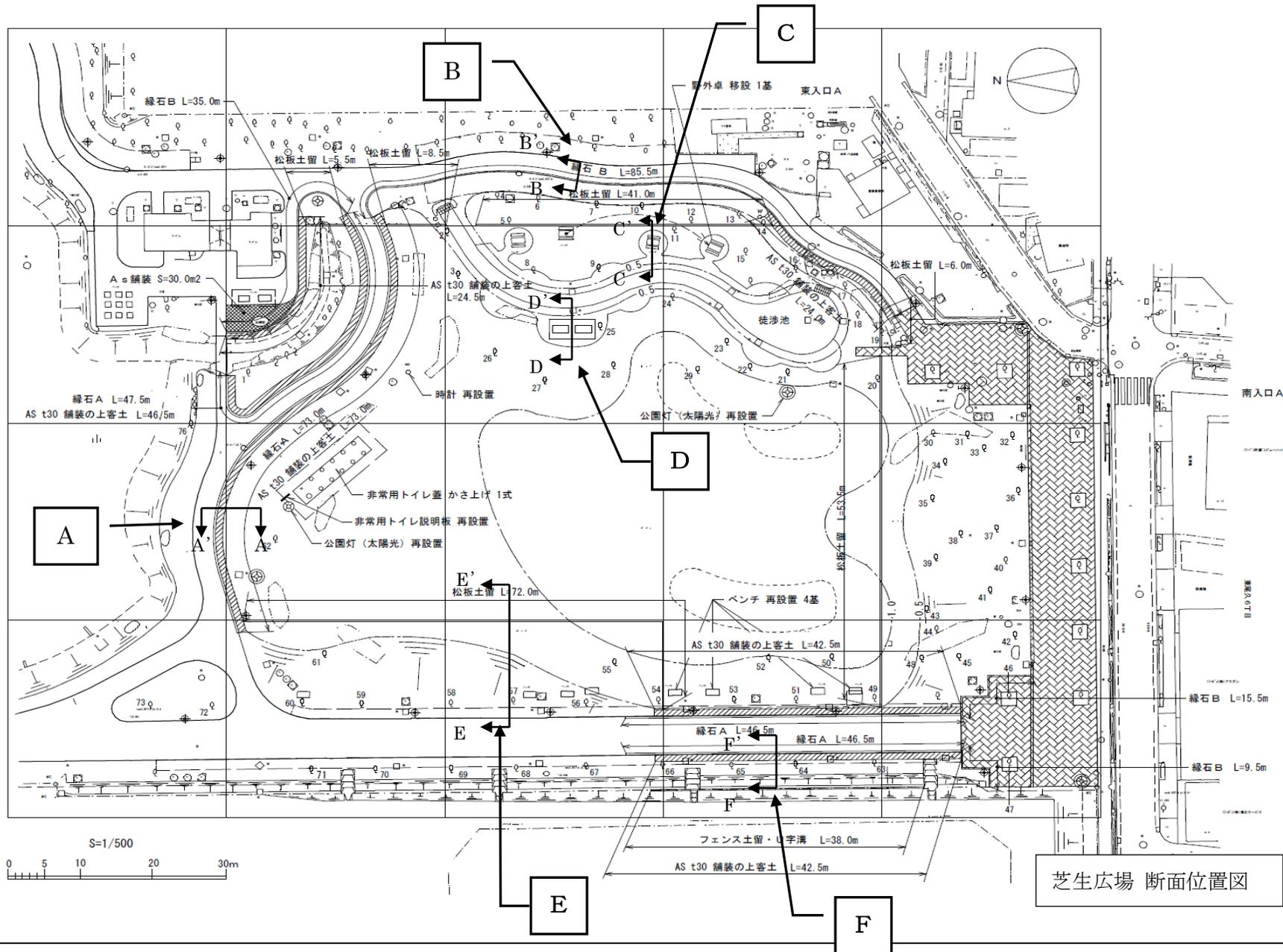
主として覆土工事を行う。

ア) 芝生広場

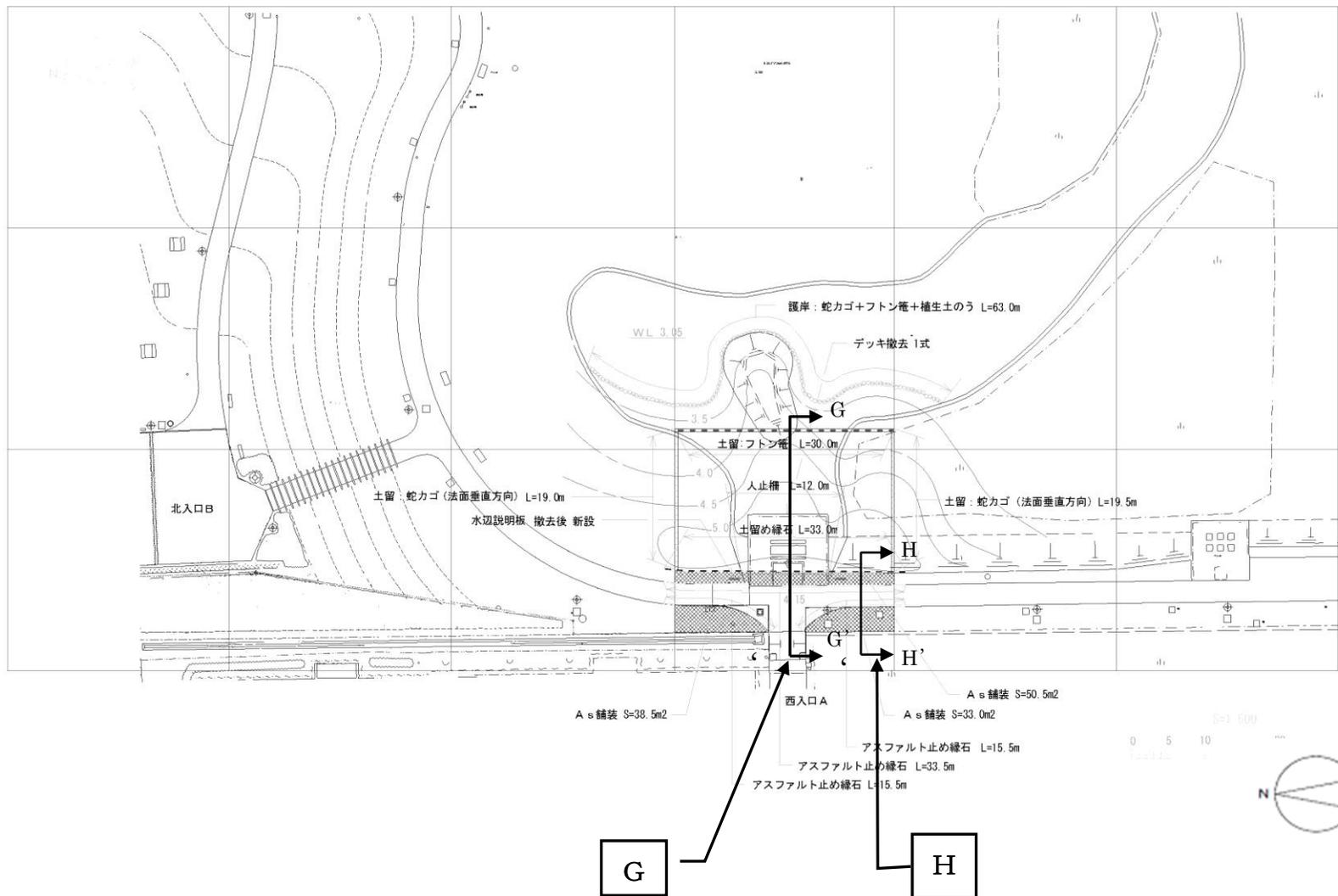
- ・対策工事の対象は、芝生広場及び園路である。
- ・対策工事は、シートによる覆いをした上に、汚染物質の流出、飛散を防ぐために、50 cm以上の良質土を覆土又は3cm以上のアスファルト舗装・10cm以上のコンクリート舗装で被覆し、縁辺部から覆土が流出しないようにコンクリートで土留めをする。
- ・現状の園路や地形と馴染むように整地を行い、公園内の景観をより一層向上させる。
- ・植栽は低木・芝生を行い、既存木は保存・伐採を併用する。

イ) 水辺

- ・対策工事の対象は、木製デッキの敷地とその周辺及び園路である。
対策工事は、既設木製デッキを撤去後、シートによる覆いをした上に、汚染物質の流出、飛散を防ぐために、50 cm以上の良質土を覆土し、園路の縁辺部及び水際部から覆土が流出しないよう土留め等をする。
- ・植栽は低木・芝生・草木類を行う。



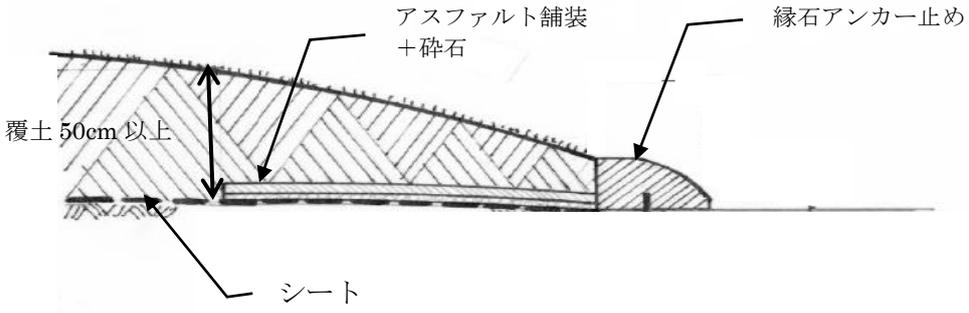
芝生広場 断面位置図



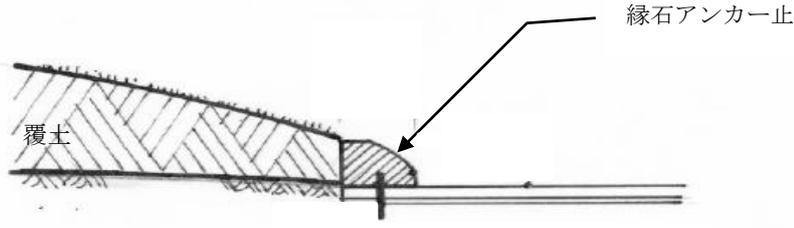
水辺 断面位置図

芝生広場

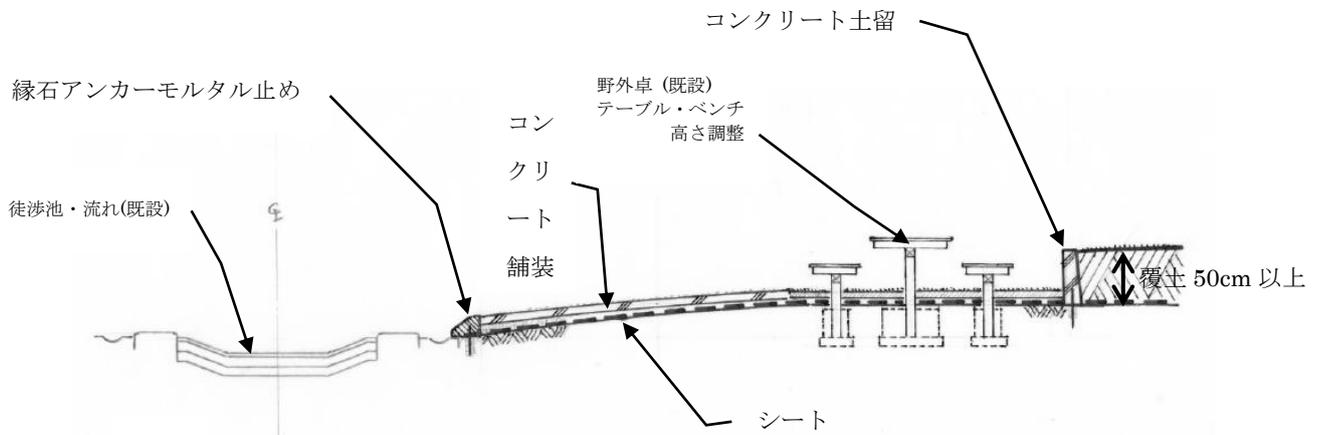
A-A' 断面図
(園路)



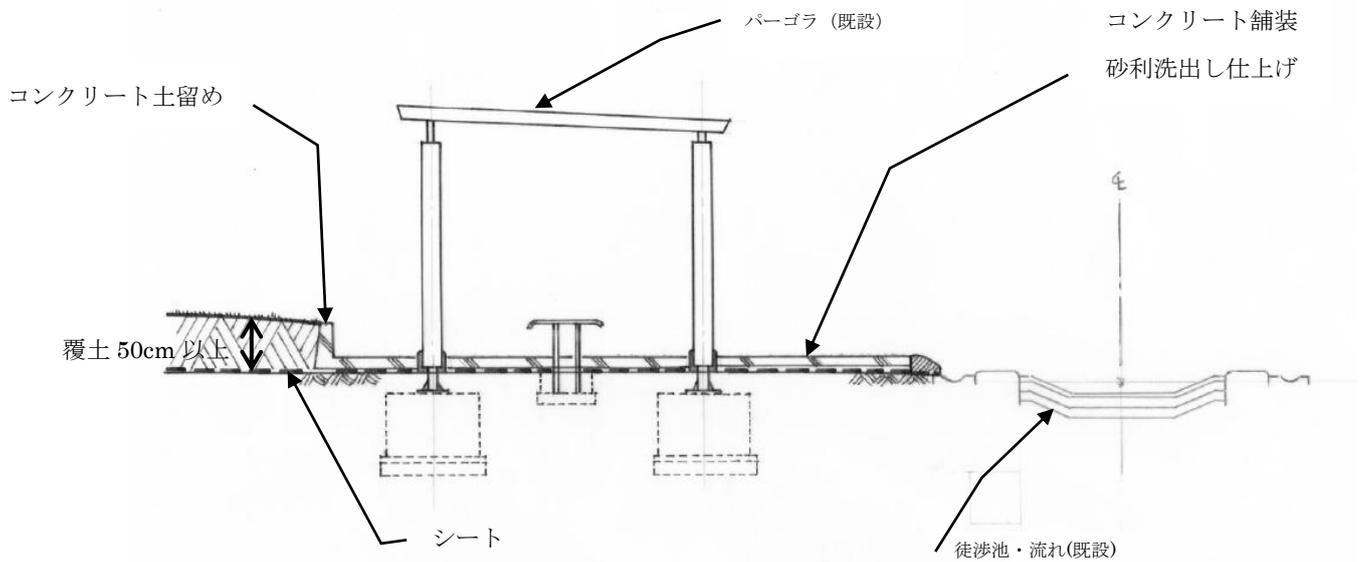
B-B' 断面図
(対策地域外園路)



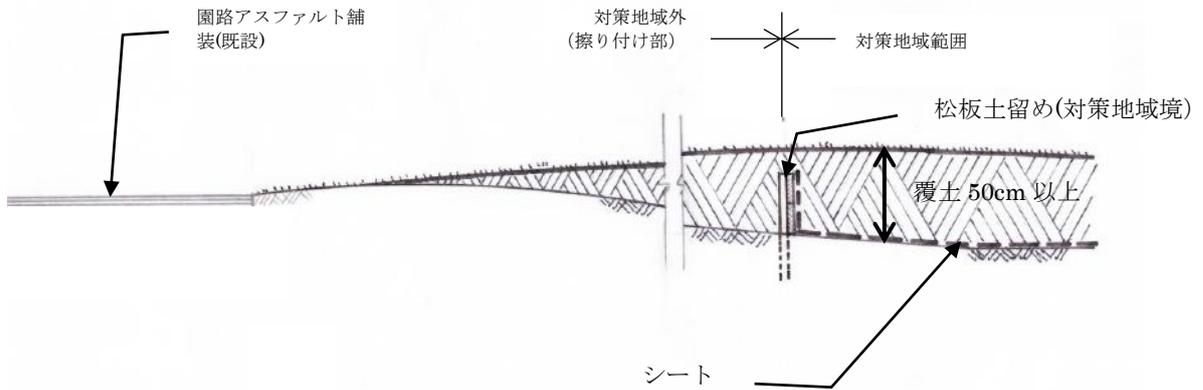
C-C' 断面図
(徒渉池・流れ 野外卓設置部)



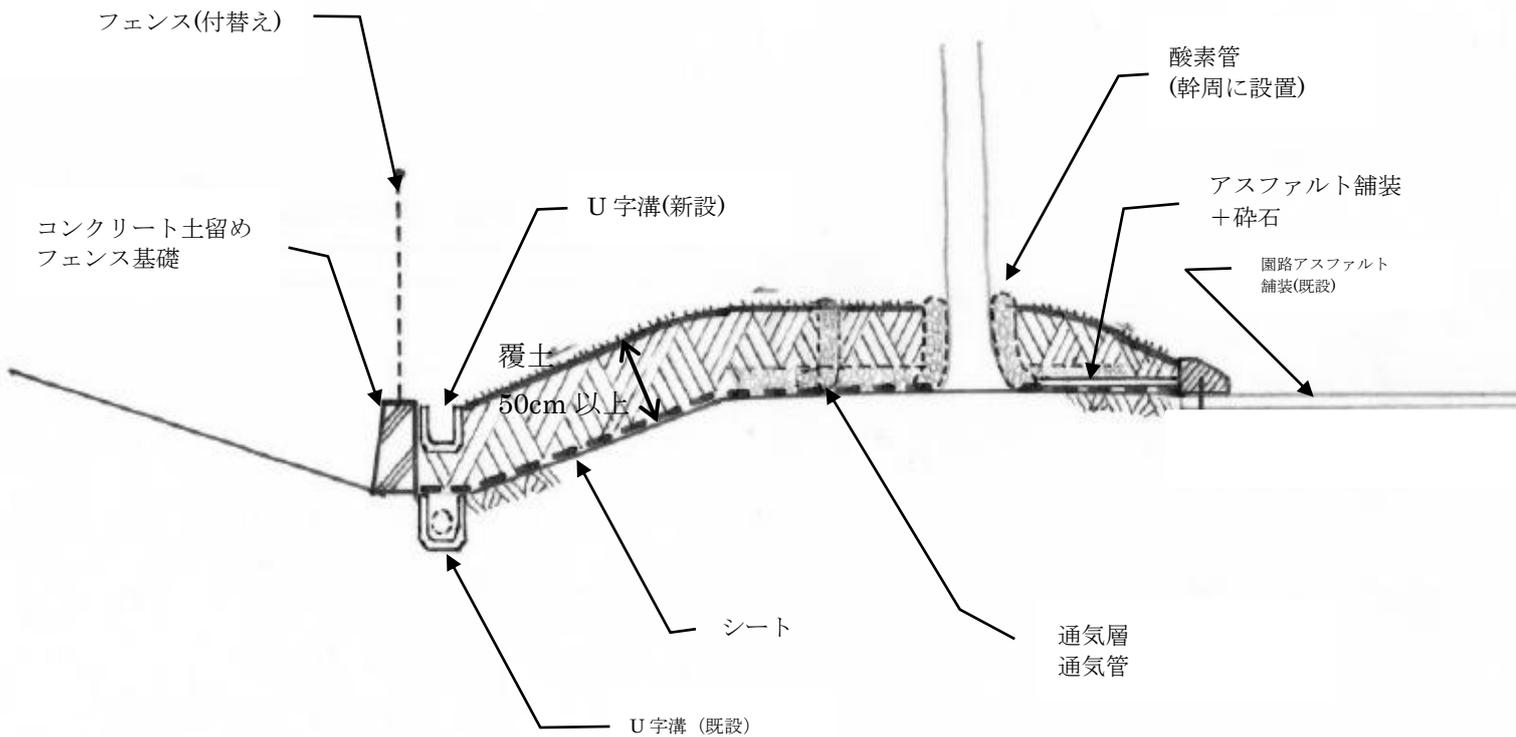
D-D' 断面図
(徒渉池・流れ パーゴラ・縁台部)



E-E' 断面図
 (西側園路 対策地域境界及び擦り付け部)

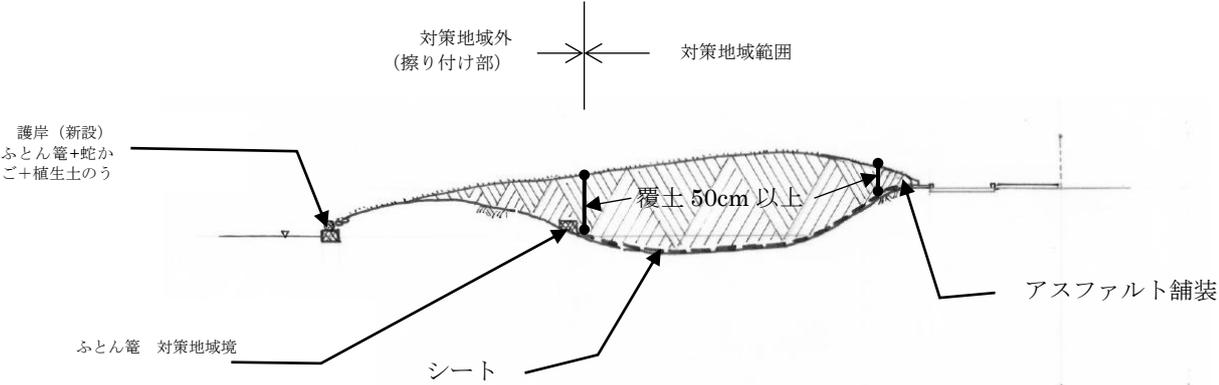


F-F' 断面図(西側園路フェンス側)

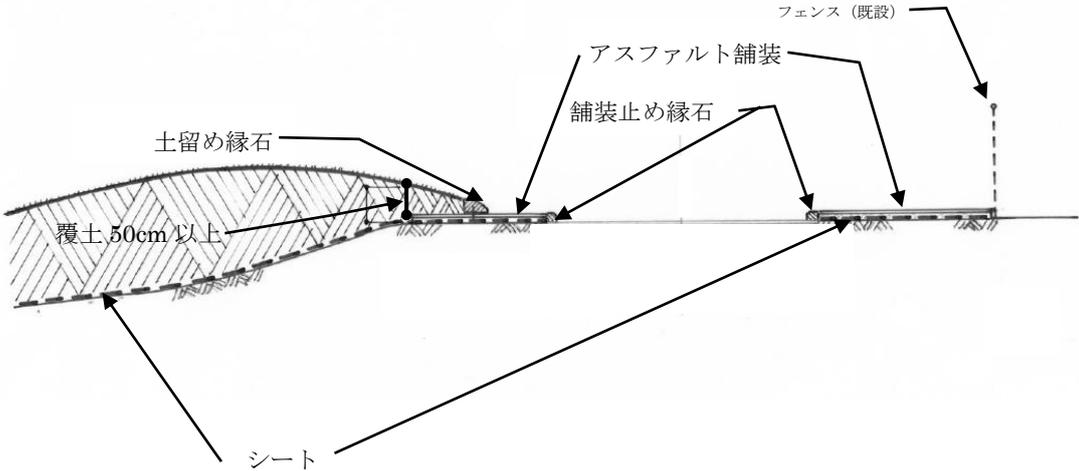


水辺

G-G' 断面図(水辺側斜面)



H-H' 断面図
(水辺園路)



(2) 区立東尾久運動場及びその周辺

主としてアスファルト舗装工事を行う。

ア) 区立東尾久運動場（多目的広場）

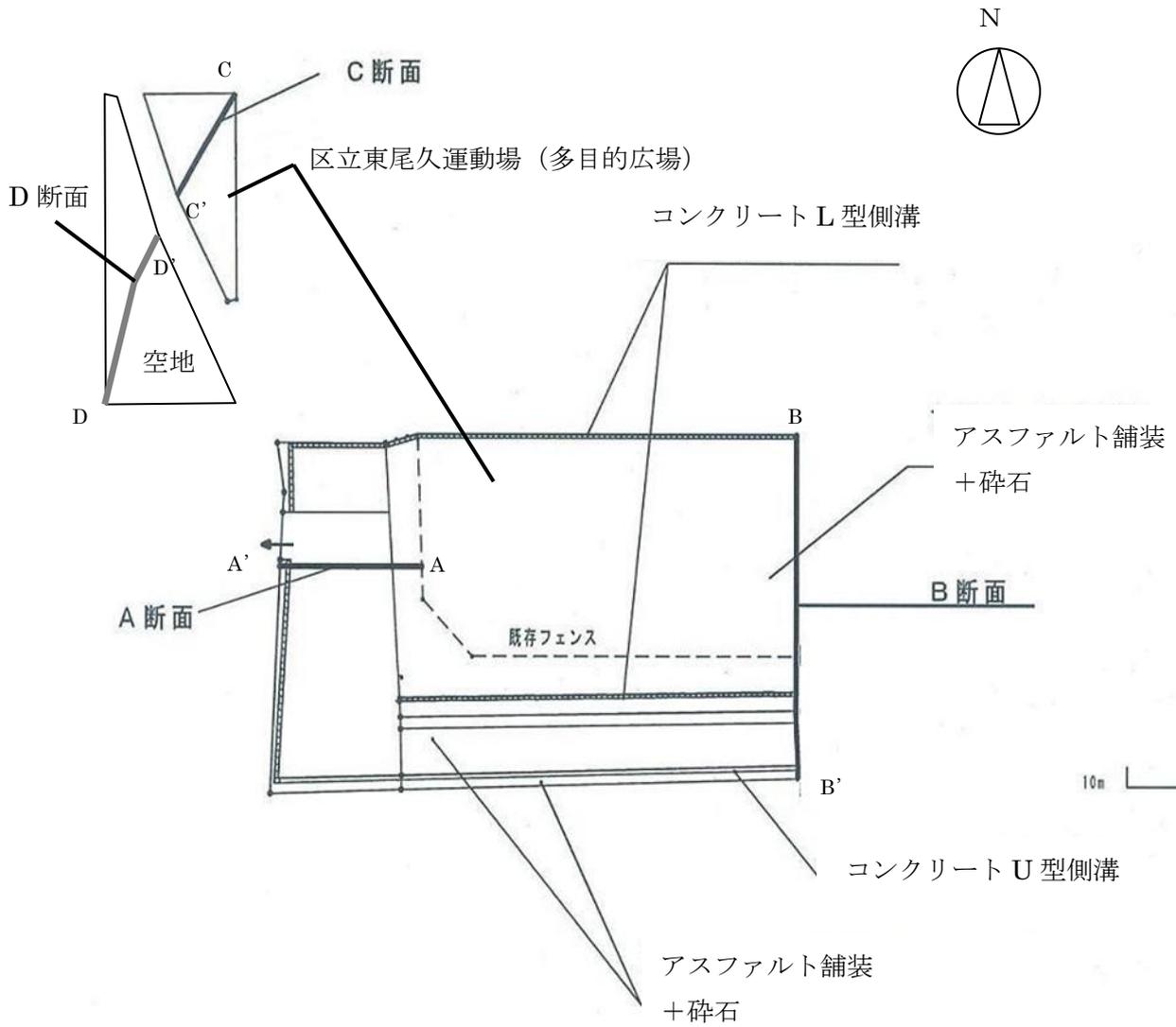
- ・ 対策工事の対象は、運動場及び傾斜地等である。
- ・ 対策工事は、汚染物質の流出、飛散を防ぐために、砕石基礎の上に3 cm 以上のアスファルト舗装を行い、雨水排水のため縁辺部に側溝を設置する。

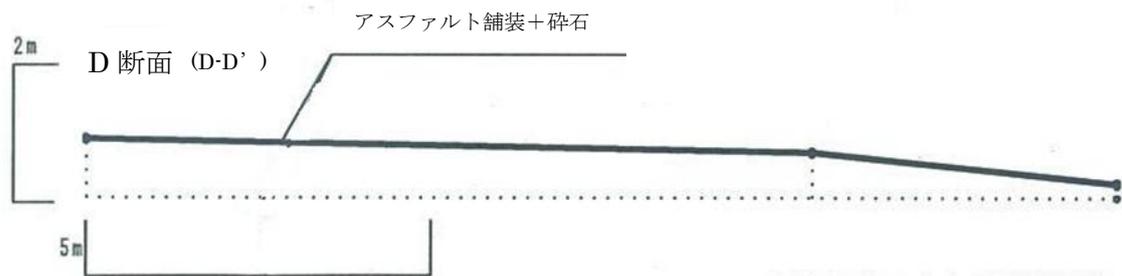
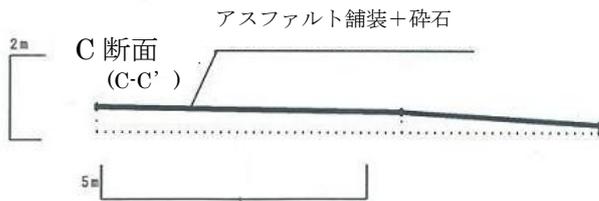
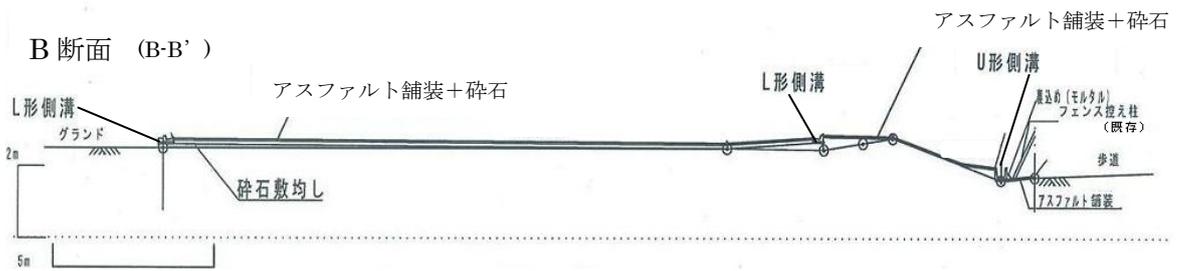
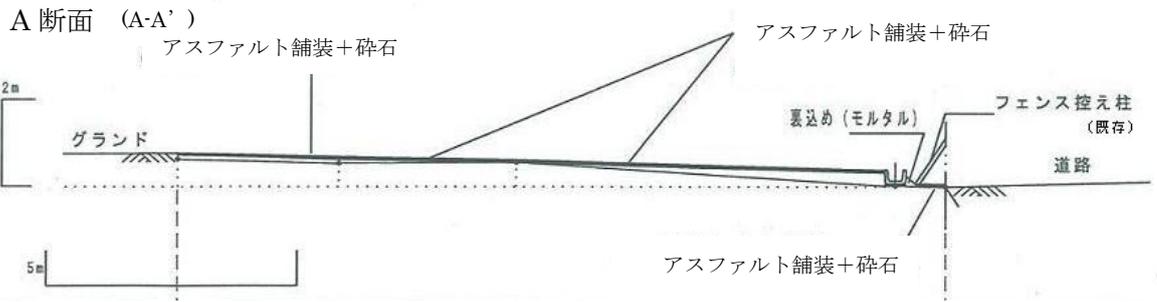
イ) 空地

- ・ 対策工事の対象は、空地である。
- ・ 対策工事は、汚染物質の流出、飛散を防ぐために、樹木を伐採のうえ、砕石基礎の上に3 cm 以上のアスファルト舗装を行う。

なお、月極駐車場については大部分は3 cm 以上のアスファルト舗装済みである。対策工事の対象は約2 m²程度の花壇部分であり、汚染物質の流出、飛散を防ぐために、砕石基礎の上に3 cm 以上のアスファルト舗装を行う。

区立東尾久運動場及びその周辺 断面位置図





(3) 対策工事に伴う環境調査（ダイオキシン類）

対象	調査項目	調査頻度	調査地点
対策工事に伴う調査	環境大気 ●	施工開始前：1回 施工中：1回/月 工事完了後：1回	対策地域の敷地境界：3地点 (または対策地域の近傍)
	河川水 ▲	工事開始前、中、後：各1回	河川水（隅田川）：1地点
	覆土 ★	覆土完了後：1回	覆土対策実施地域内：2地点（5点混合）



(4) 工程

作業内容	平成26年度						平成27年度											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
都立尾久の原公園	工事その1		—	—	—	—												
	工事その2									—	—	—	—	—	—			
区立東尾久運動場及びその周辺	工事		—	—	—	—												
対策工事に伴う環境調査		—	—	—	—	—				—	—	—	—	—	—			

(5) 対策工事に伴う環境対策及び安全対策

ア 粉じんの飛散防止対策

作業開始前、作業中に適宜作業ヤードに散水する等、粉じんの飛散を防止する。

イ 作業機械の騒音、振動対策

工事に当たっては、低騒音・低振動型の建設機械を使用し、騒音・振動の発生を抑制する。

ウ 工事用車両の出入り

工事用車両の出入りに当たっては、交通整理員を常時配備し、歩行者等の安全対策を行う。

エ 安全対策

現場作業員の保護具等の着用を徹底する。

重機等の整備点検を徹底する。

現場内の整理整頓を徹底する。

オ 作業員の安全教育

ダイオキシン類の有害性、作業の方法及び事故時の対応等に関し、作業員の安全教育を行う。

2. 3 対策事業費の額

(1) 事業総額(概算)

総 額	118,000 千円
内 訳 工事費	109,000 千円
その他(環境調査費)	9,000 千円

(2) 積算の基礎となった物価、賃金

2014. 3 建設物価

見積書等

2. 4 対策事業の実施者

東京都

3 対策事業後の措置

3. 1 措置の実施地域（以下「対象地」とする。）

対策地域と同じ（図-1 参照）

3. 2 措置の内容

対策事業において実施した、覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

(1) 掘削の制限

ア 対象地の土壌の掘削は、原則として行わない。

イ やむを得ず、掘削の必要が生じた場合は、工事内容及び汚染拡散防止の対策等について工事箇所に掲示する。

ウ 掘り出した土壌は、適正に保管し汚染調査を行った上、その結果に基づいて適正に処理する。

(2) 日常点検

ア 対象地を定期的に巡回し、目視等による点検を行い、点検の結果を記録・保存する。

イ 点検時等において、対策箇所に異常が認められた場合は、原因を明らかにし、適切な対策を講ずる。

(3) 事故・災害等における緊急措置

ア 事故・災害に伴う汚染土壌の流出・拡散を防止するため、露出土壌の回収、保管が可能な資機材を準備する。

イ 汚染土壌が露出し、人への曝露が懸念される場合には、曝露防止の措置を行う。

また、露出土壌を回収・保管し、保管した土壌は、汚染調査を行い、その結果に基づき適正に処理する。

ウ 周辺環境への影響が考えられる場合には、適切に試料を採取・分析し、周辺環境への影響を把握する。

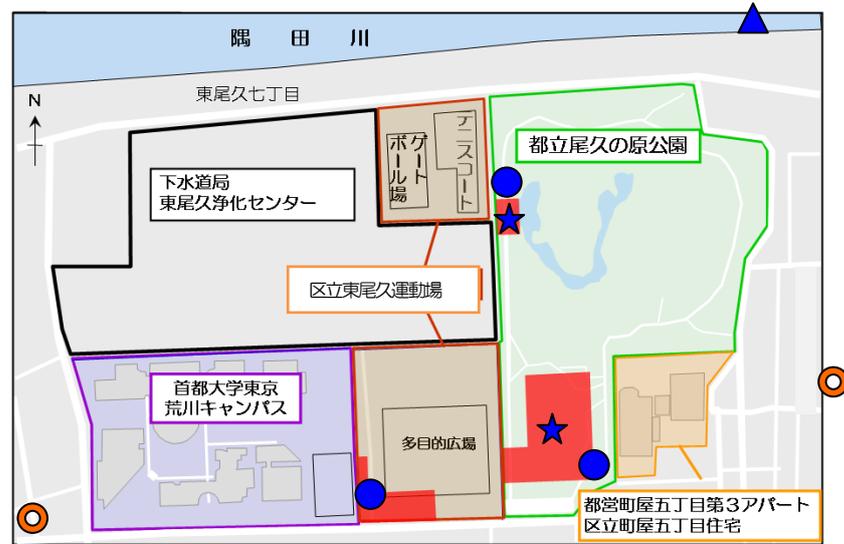
エ 事故災害時に連携が必要な関係機関等との連絡体制を整備する。

(4) 上記（1）から（3）の措置についてマニュアルを作成し、適切に対処する。

(5) 環境調査（ダイオキシン類）

調査項目	調査頻度	調査地点
環境大気 ●	年3回	対象地の敷地境界：3地点 (または対象地の近傍)
河川水 ▲	年3回	河川水（隅田川）：1地点
覆土 ★	年1回	覆土対策実施地域2地点のうち、1地点 (毎年場所を変える)
周辺環境大気 ○	年3回	周辺地域：2地点

環境調査
地点図



3. 3 対策事業後の措置の実施者

東京都

※区立東尾久運動場（多目的広場）については、東京都及び荒川区

4 汚染除去の計画策定

将来、大規模な土地改変や技術の進歩等に伴い汚染除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。

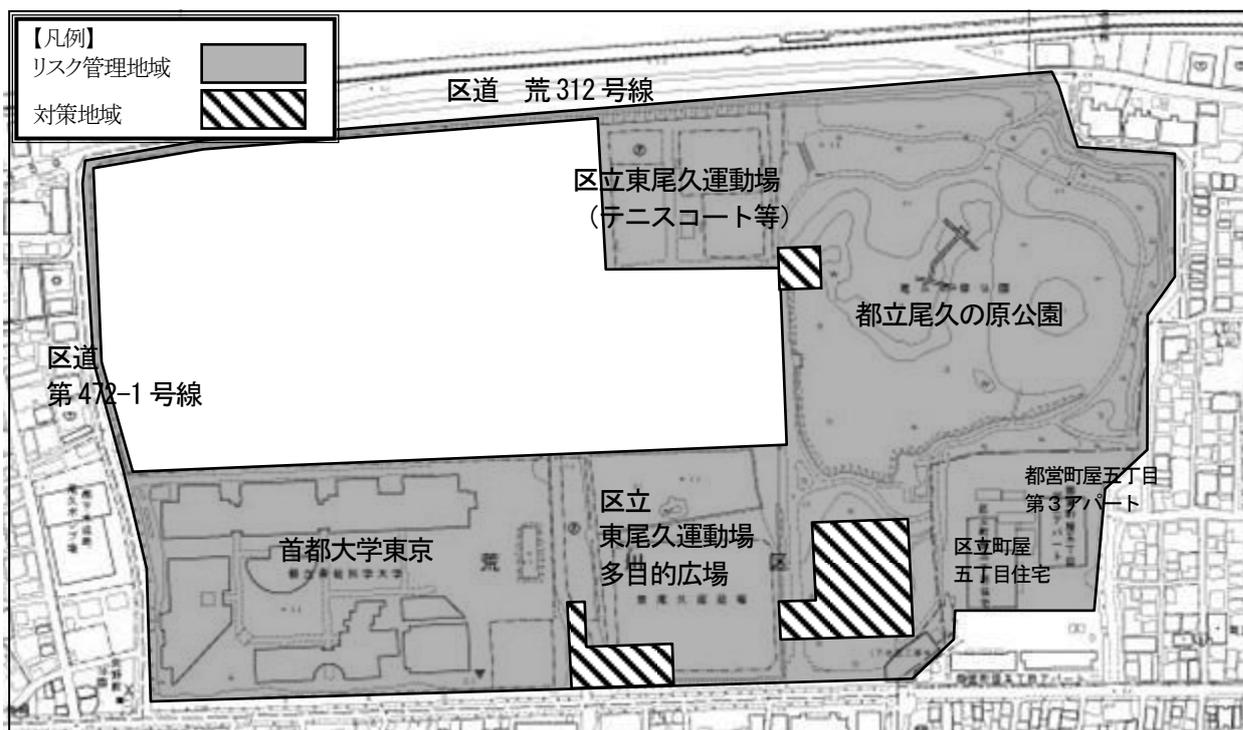
対策地域外のリスク管理

対策地域外のリスク管理

対策地域以外の、人が立ち入ることのできる地域（※）で、対策地域と地歴が同一であり、表層においてダイオキシン類の土壤環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所（以下「リスク管理地域」という。）において、施設管理者等は以下（１）及び（２）のとおり管理を行う。

上記の要件を満たさなくなった土地については、リスク管理地域から除外する場合がある。

（※） ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年 12 月 27 日政令第 433 号）第 5 条の規定に基づく対策地域の指定要件



（１）掘削を伴う土地改変

ア 掘削を伴う土地の改変を行う場合には、国の定めた調査方法に基づき、ダイオキシン類調査を実施する。

イ 上記の調査結果に基づき、必要に応じて、法令に基づく対策を実施する。

（２）その他

ア 原則として、上記（１）の手続きを経ずに掘削が行われることのないよう、管理マニュアルを策定し、適切な日常的管理を行う。

イ 事故・災害時等には、対策地域に準じた対応を行う。